

長野市パートナーシップ宣誓制度の基本方針

1 趣旨

長野市では、すべての人の人権が尊重される社会を目指し、「人権を尊び差別のない明るい長野市を築く条例」、「長野市男女共同参画推進条例」及び「長野市人権政策推進基本方針」の理念に基づき、様々な人権課題に対し取り組んでいます。

こうした中、長野市では、性的少数者の方の生きやすさの選択肢を広げることにより、性的少数者の方が自分らしく安心して暮らしていけるよう、性的少数者の方を含むお二人が、お互いを人生のパートナーとして宣誓する「長野市パートナーシップ宣誓制度」を導入いたします。

制度の導入により、宣誓されたお二人の思いを受け止め、応援していくとともに、市民や事業者の皆様の理解を深め、多様性が尊重され、誰もが幸せを実感できる社会を目指します。

2 定義

(1) 性的少数者（セクシュアルマイノリティ）

性的指向が異性愛のみでない者又は性自認が戸籍上の性と異なる者

(2) パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的少数者である二者の関係をいう。

(3) 宣誓

パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

3 制度の運用

パートナーシップ宣誓制度については、新たに制定する要綱に基づき運用していきます。

4 制度の概要

(1) 宣誓することができる方

パートナーシップ宣誓をするには、一方又は双方が性的少数者であることのほか、次の要件を想定している。

① 年齢要件

パートナー双方が成年（満 18 歳以上）であること。

*成年年齢を 18 歳に引き下げることとする「民法の一部を改正する法律」が、令和 4（2022）年 4 月 1 日施行

② 住所要件

いずれかが市内に住所を有する又は転入予定であること。

③ 婚姻等要件

- ・パートナー双方に配偶者がいないこと。
- ・共に宣誓をしようとする者以外の者との間に、現にパートナーシップの関係がないこと。

④ 近親者要件

パートナー同士が近親者でないこと。ただし、双方の関係が養親子の場合を除く。（民法第 734 条の直系血族又は三親等内の傍系血族、第 735 条の直系姻族の関係でないこと。）

⑤ 戸籍上の性別

パートナー双方の性は問わない。

(2) 宣誓手続

① 申請窓口

人権・男女共同参画課

② 申請方法

- ・事前予約の上、提出書類一式を添えて窓口に申請する。
- ・宣誓は、プライバシーに配慮し、個室で行う。
- ・申請手数料等は無料とする。

③ 交付書類

パートナーシップ宣誓者には、次の書類を交付する。

- ・パートナーシップ宣誓書受領証（1 枚）
- ・パートナーシップ宣誓書受領証カード（2 枚）
（カードサイズの証明書で、宣誓した二人に各 1 枚交付）

(3) 宣誓書受領証等の効力

① 有効期間

なし

② パートナーシップ解消時の取扱い

パートナーシップ関係を解消した時や、パートナーの双方が市外へ転出する等、対象者の要件を満たさなくなった場合は、宣誓書受領証及び受領証カードは返還する。

5 宣誓制度利用により受けられるサービス

パートナーシップ宣誓制度については、法的な効力はありませんが、市の裁量の範囲において行政サービスを提供していきます。

(検討中の行政サービス)

- ・市営住宅の入居
- ・救急搬送証明書の交付
- ・個人市民税・県民税の代理申告等

また、民間企業や関係機関等に制度を周知するとともに、連携しながら、利用できるサービスの充実を図っていきます。

(民間サービスの例)

- ・医療機関での面会、病状説明、同意
- ・住宅ローンの借り入れ
- ・生命保険金の受取人指定等